

17. 障 害 者 団 体

相模原市 障害への理解を進める情報発信サイト さーくる

障害に対する理解促進と障害者団体の活動情報を広く発信することを目的としたホームページです。
ホームページアドレス <https://sagamiharashi-shougai.com/>

障害児者福祉団体連合組織

複数の障害児者福祉団体で構成される連合組織です。

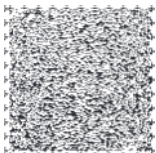
団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
NPO法人れんきょう (相模原市障害児者福祉団体連絡協議会)	鈴木 秀美	〒252-0236 中央区富士見6-1-20 あじさい会館4階福祉団体室	電話・FAX (042)755-5282
	市内障害児者福祉団体11団体(以下※印の団体)が加盟。障害のある人が自分らしく安心して暮らせる社会を実現するため、市内の障害児者福祉団体が障害の種類の枠を超えて連携し、市民の障害に対する理解の増進並びに障害福祉の充実・向上を図るべく各種行事、講演会、研修会、ホームページによる情報発信、市行政との懇談・協議、機関紙の発行等を実施。		
※ 相模原市 身体障害者連合会	小出 庄作	〒252-0226 中央区陽光台1-1-1 デュ オセーヌ1014	電話・FAX (042)854-3030
	市内身体障害者福祉団体3団体(以下☆印の団体)が加盟。当事者団体相互の親睦融和と障害者福祉の向上のため、定例会、障害者作品展、歩行訓練会、懇親会、講演会等を実施するほか、障害者福祉への啓発活動、障害者スポーツ大会や練習会、県身連事業参加、市及び関係機関の審議会等へ参加。		

障害児者福祉団体

会員相互の親睦を図り、障害者福祉の向上のため、さまざまな調査研究活動、社会参加を促進するための活動に取り組む団体です。

(身体障害に係る団体)

団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
生きる会	事務局長 森田 孝一	〒252-0226 中央区陽光台3-15-29	電話 (042)759-1683 FAX (042)855-1684
	誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため全身性障害者等の生活基盤の確立のための学習会、話し合い・連携活動等を実施。		
※ 車いすと杖の会	高本 涼	(連絡は以下の事務局まで)	電話・FAX (042)745-6206
	(事務局) 町田 紘一	〒252-0328 南区麻溝台4-10-6	メールアドレス m-chao@jcom.home.ne.jp
一泊研修旅行、日帰りバスの旅、懇親会等を実施			
☆ 相模原市 肢体障害者協会	吉原 君子	〒252-0243 中央区上溝5-1-9 ダイヤパレス502	電話・FAX (042)760-4921
	月例役員会、歩行訓練、障害者作品展、研修会、懇親会、賀詞交歓会、障害者スポーツ大会参加、男女参画教養教室、県身連事業参加、社会見学(日帰り・年1回)等を実施。		
※ 天命会	安部 博之	〒252-0236 中央区富士見6-1-20 あじさい会館4階 れんきょう内	電話・FAX (042)755-5282
	銀河アリーナ売店運営、れんきょうの活動参画		
※ 相模原失語症友の会	陰山 誠人	〒252-0334 南区若松5-20-37	電話 (042)741-6573
	定例会(南地区・中央地区・合同)、会報発行、文集・作品集の発行、バスハイク、音楽療法等を実施。		



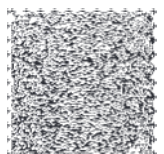
団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
☆ 相模原市 視覚障害者協会	宇都木 茂	〒252-0335 南区下溝1559-1	電話 090-3048-5289
	視覚障害者がより豊かで安全な社会生活を送るための運動を展開するとともに、みんなで「仲良く、楽しく」をモットーに、社会見学、研修会、ボランティアとの交流会のほか、パソコン、大正琴、コーラス、ヨガ、体操、社交ダンス、フロアーバレーボール、ブライントennis、サウンドテーブルテニス等の文化・スポーツ活動を実施。		
※ 相模原市 腎友会	羽田 彌	〒252-0314 南区南台2-8-1-301	電話・FAX (042)748-3773
	福祉施策維持向上、医療・栄養講演会&懇談会、相談会、災害対策、親睦日帰り旅行、調査活動、機関紙発行等を実施。		
※ 相模原市 聴覚障害者協会	久保 博	〒252-0253 中央区南橋本1-2-21	FAX (042) 812-9128
	研修旅行、交流会、学習会、講演会、手話講座の指導、機関紙発行、地域貢献活動等（中失難聴部、野球部あり）を実施。		
☆ (特非) 相模原市 難聴者協会・土の会	土屋 和代	〒252-0144 緑区東橋本3-2-7-215	FAX (042)851-3988 メールアドレス kazuyo-kazuyo-kazuyo@nifty.com
	中途失聴・難聴者と支援者等の構成団体。活動は毎週土曜日。会員同士による手話勉強会、バス旅行や講演会、手芸・調理教室等を開催（すべて要約筆記付）。中途失聴・難聴者向けコミュニケーション教室を開催。市要約筆記者養成講座への協力等を実施。		
ハイジの会	根岸 久美子	(中央区上溝)	電話 (042)752-0546
	情報交換・レクリエーション【肢体不自由児者】		

(知的障害・発達障害等に係る団体)

団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
あすなろ会	小林 茜	〒252-0233 中央区鹿沼台1-7-7 SSビル5階(おうちこどもクリニック内)	電話 (042)786-4150 FAX (042)786-4132
	親の情報交換等【ダウン症】		
エンジェル会	海野 由美子	(緑区橋本)	電話 (042)733-3101
	社会参加・親の学習活動、リトミック等(けやき体育館等)【ダウン症・0~20代】		
※ 相模原市 自閉症児・者親の会 (相模原やまびこ会)	鈴木 秀美	(連絡は以下の事務局連絡先まで)	
	(事務局連絡先) 野口 和代	〒252-0211 中央区宮下本町3-33-15	電話 (042)772-5935
サマーキャンプ、作品展、講演会、座談会、レクリエーション会、勉強会、研修旅行、定例会、会報発行、ホームページ運営等各種行事を通じ、会員相互の親睦と障害の正しい理解の啓発活動を実施。			
※ (一社)相模原市 手をつなぐ育成会	三宮 隆志	〒252-0243 中央区上溝1887-1	電話・FAX (042)759-4310
	知的障害児者の保護者の団体。知的障害児者の援護育成と福祉向上のため、青年学級、余暇活動、障害福祉サービス事業等(レストランあい、もみの木ホーム、もみの木S、生活ホームフロイデ)を実施。ホームページ http://sagamihara-ikuseikai.com/		
わたげ	石川 佳折	(南区大野台)	電話 090-7827-2486
	相模原市小・中学校支援級在籍児童及び卒業生の親の会。南保健福祉センター2階情報交換ルームにて情報交換会(月1回)、親子イベント、講演会等を実施。		

(精神障害に係る団体)

団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
※ あしたば会 (相模原市精神障がい者 仲間の会)	三好 一郎	〒252-0206 中央区淵野辺 4-15-6 ヴィーナズ 2 階 (地域活動支援センター カミング内)	電話 (042)759-5117 FAX (042)759-5118
	ピアサポート活動、レクリエーション、交流会、社会活動、機関紙発行、フットサルあしたばFC等を実施。		



団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
ヴォイス	廣田 靖雄	(緑区上九沢)	電話 090-1265-4400
	ひきこもり、障害者の団体。月報発行、講演会・食事会の主催、定例会月1回(市営大島団地集会所)、福祉と教育のフリースペースの開催等を実施(コロナの影響により活動見送り)		
ボルトナット会	小林 稔	〒252-0151 緑区三井 605-2 レイクサイドヒル 107	電話 080-5174-3973
	精神障害者の親睦と協調の活動、定例会月1回(津久井文化福祉会館)		
※みどり会 (相模原市精神保健福祉家族会みどり会)	久保 信之	〒252-0318 南区上鶴間本町 9-35-13	電話・FAX (042)748-4681
	精神医療の充実による精神障害者の回復促進と福祉の増進並びに社会参加の促進を図ることを目的とし、月次例会、会報・月報発行、講演会等を実施		
四つ葉会	斧田 孝子	〒252-0159 緑区三ヶ木 1556-2	電話・FAX (042)784-1882
	精神障がい者をもつ、家族の悩み、苦しみ等を話し合い、勉強することを目的とする。定例会は12月を除く偶数月の第2金曜日に開催(場所は緑第一障害者地域活動支援センター内)。		

スポーツサークル

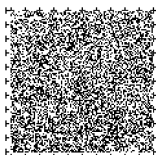
主に障害者のスポーツ活動に取り組む団体です。

団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
相模原市身体障害者アーチェリー「けやきクラブ」	高橋 勲	(中央区田名)	電話 090-4150-6273
	身体障害者のアーチェリー、毎週火曜日(けやき体育館)夜間実施		
相模フォース SAGAMI FORCE	及川 康弘	(中央区相生)	電話 090-3498-7339
	車いすバスケットボール、毎週月・水・金曜日、夜間実施(けやき体育館)		
NPO法人 Spitzen Performance チャレンジドチア Rainbows	多田 久剛	(南区相模大野)	電話 (042)702-9439
	障害のある子どもたちのチアリーディングチーム		
shafe (社風)	栗原 祐人	(緑区)	電話 080-2111-3908
	卓球、平日夜間・土日祝日実施(けやき体育館)		

支援者団体

障害福祉事業所等で構成され、障害児者福祉団体等と連携を図りながら障害者福祉の向上を目的とする団体です。

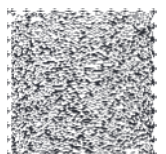
団体名	代表者名	住 所	連絡先
	主な活動内容等		
相模原市障害者地域作業所等連絡協議会	前澤 陽一	〒252-0223 中央区松が丘1-23-1 (松が丘園内)	電話 (042)758-2121 FAX (042)758-7070
	障害者福祉に関する啓発活動、研究・調査・企画・提言、研修、会員相互の交流等を実施		
相模原市障害福祉事業所協会	今井 康雅	〒252-0186 緑区牧野6076-1 (くりのみ学園内)	電話 (042)689-2233
	市内の障害福祉事業所相互の連携と共通課題の研究協議、情報交換、研修等の実施。		
※(福)相模福祉村	赤間 源太郎	〒252-0244 中央区田名6769番地	電話 (042)761-7788 FAX (042)763-3318
	障害児者の生活向上のため、24時間支援の入所施設を拠点とした地域のサポート、自治会等市民団体との連携による地域活動、相談支援、日中活動、放課後等デイサービス、グループホーム、児童発達支援の運営等を実施。		
(一社)全国障害学生支援センター	殿岡 翼	〒252-0318 南区上鶴間本町 3-14-22 田園コーポ3号室	電話 (042) 746-7719
	障害のある方の教育環境の向上のため、障害学生支援に関する相談・情報提供、障害学生に関する調査、障害学生交流会、障害学生支援に関する啓発・広報を実施。		



18. 市内の指定自立支援医療機関

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

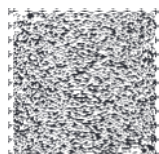
医療機関名	所在地	電話	担当する医療
相原病院	緑区相原5-12-5	電話 (042)772-3100	腎
麻溝じんクリニック	南区下溝756-6 3階	電話 (042)777-8020	腎（更生医療のみ）
おおの駅前透析クリニック	南区相模大野3-14-20 相模大野 TH&C ビル4・5階	電話 (042)747-2211	腎（更生医療のみ）
丘整形外科病院	南区新磯野2-7-10	電話 (042)748-1201	整
かみみぞ腎クリニック	中央区横山4-22-11	電話 (042)786-7865	腎（更生医療のみ）
北里大学病院	南区北里1-15-1	電話 (042)778-8111	眼・耳・整・形成・脳神経外科・心・腎・腎移植・小腸・免疫・肝臓・口腔
国立病院機構 相模原病院	南区桜台18-1	電話 (042)742-8311	眼・耳・整・中枢神経
阪クリニック	南区古淵2-17-3 渋谷ビル2階	電話 (042)776-7709	腎
相模大野内科・ 腎クリニック	南区相模大野3-13-15 第3タカビル4階	電話 (042)705-5575	腎
さがみ循環器クリニック	南区相南4-21-15	電話 (042)746-2211	腎
さがみ生協病院	南区相模大野6-2-11	電話 (042)743-3261	眼
相模野病院	中央区淵野辺1-2-30	電話 (042)752-2025	腎
相模原協同病院	緑区橋本台4-3-1	電話 (042)761-6020	整・形成・腎・口腔・歯
相模原クリニック	中央区相模原7-5-5	電話 (042)758-6521	腎
相模原赤十字病院	緑区中野256	電話 (042)784-1101	耳・腎・免疫
さがみ松が枝クリニック	南区松が枝町23-14	電話 (042)767-7887	腎
さがみ林間病院	南区上鶴間7-9-1	電話 (042)742-3577	整・腎
総合相模更生病院	中央区小山3429	電話 (042)752-1808	腎（更生医療のみ）
第二相模原クリニック	中央区相模原1-1-19 相模原 it' s 1階	電話 (042)730-7301	腎（更生医療のみ）
中村病院	中央区上溝6-18-39	電話 (042)761-3721	腎（更生医療のみ）
橋本クリニック	緑区橋本3-21-5	電話 (042)773-1571	腎
橋本みなみ腎クリニック	緑区西橋本2-1-8	電話 (042)700-3711	腎（更生医療のみ）



医療機関名	所在地	電話	担当する医療
橋本みなみ内科本院	緑区橋本7-5-1	電話 (042)700-3712	腎
広瀬病院	緑区久保沢2-3-16	電話 (042)782-3021	腎 (更生医療のみ)
洩野辺総合病院	中央区淵野辺3-2-8	電話 (042)754-2222	腎
めぐみ歯科クリニック	中央区千代田2-12-9	電話 (042)707-1221	口腔
森下記念病院	南区東林間4-2-18	電話 (042)742-5055	腎
矢吹整形外科	緑区原宿南2-48-18	電話 (042)782-4554	整
矯正歯科モガワクリニック	緑区橋本6-2-3 B'sタワー橋本W棟202	電話 (042)700-2813	歯
笹川矯正歯科	緑区西橋本5-1-2 ハタノ第2ビル1階	電話 (042)772-3171	歯
清水畑矯正歯科医院	中央区相模原2-9-5	電話 (042)750-3721	歯 (育成医療のみ)
そのこ矯正歯科	南区相模大野3-12-6 アポロ相模大野ビル5階	電話 (042)740-8817	歯
ドモン矯正歯科	南区相模大野3-19-11 日広第2ビル7階	電話 (042)767-3977	歯
星歯科矯正	中央区矢部4-12-11	電話 (042)755-0822	歯

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

医療機関名	住所	電話
あいクリニック	緑区橋本 3-31-5	(042)770-9807
愛心ケアクリニック	南区相模台団地 2-3-9-106	(046)240-1815
あおぞらクリニック	中央区鹿沼台 2-10-16 第3SKビル3階	(042)704-0933
青野原診療所	緑区青野原 2015-2	(042)787-0004
アンディクリニック	南区相模台 2-1-6 ANDYビル2階	(042)747-0877
いざなぎ診療所	緑区長竹 1189-4	(042)780-1120
遠藤クリニック	中央区由野台 1-23-7	(042)753-0807
おぐちこどもクリニック	中央区鹿沼台 1-7-7 トラストック相模原ビル5階	(042)786-4150
奥平医院	南区東林間 3-8-11	(042)748-7121
風と森診療所	南区相模大野 3-19-15 サンハイツ相模大野 203号	(042)746-4208
かとう在宅医療クリニック	南区古淵 2-16-9 リバーストーン古淵 304号	(042)754-6896
かみみぞ中央診療所	中央区上溝 3926-10	(042)707-2100
北里大学病院	南区北里 1-15-1	(042)778-8111
くろだ脳神経クリニック	南区相模大野 3-17-21 川井ビル1・2階	(042)709-8015

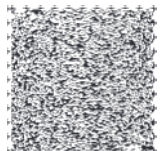


医療機関名	住所	電話
晃友内科整形外科	緑区大島 1585-5	(042)760-6200
晃友脳神経外科眼科病院	緑区大島 1605-1	(042)761-2100
国立病院機構相模原病院	南区桜台 18-1	(042)742-8311
こころの樹クリニック	南区南台 5-12-15 アールアサカ相模原ビル3階	(042)705-6320
さがみ永愛クリニック	中央区相模原 1-3-9	(042)756-7571
さがみ永愛クリニック橋本分院	緑区橋本 3-19-20 NBKビル2階	(042)771-3909
相模大野南口あおクリニック	南区相模大野 7-6-8 SKYビル1階	(042)749-0011
相模ヶ丘病院	南区下溝 4378	(042)778-0200
相模湖病院	緑区寸沢嵐 2891	(042)685-0021
さがみ在宅診療クリニック	緑区大島 1741-6	(042)761-3810
さがみ仁和会病院	中央区相模原 4-11-4	(042)755-2133
相模原協同病院	緑区橋本台 4-3-1	(042)761-6020
相模原赤十字病院	緑区中野 256	(042)784-1101
相模原中央病院	中央区富士見 6-4-20	(042)754-2211
さがみはらファミリークリニック	中央区上溝 3956-1	(042)719-8279
相模原療育園	南区若松 1-21-9	(042)749-6316
相模病院	南区若松 1-12-25	(042)743-0311
さがみ緑風園診療所	南区麻溝台 2-4-18	(042)766-2255
さがみ林間病院	南区上鶴間 7-9-1	(042)742-3577
さくらライフさがみクリニック	南区相模大野 3-19-11 日広第二ビル6階	(050)6875-0812
湘寿相模原クリニック	南区当麻 820-1 ドゥ・ファミールA 1階101号室	(042)719-8561
城山すずきクリニック	緑区川尻 1424-1	(042)783-8377
鈴木内科・循環器科	緑区橋本 6-2-2 B's タワー橋本ステーションフロントE-301	(042)771-2201
住吉クリニック	南区相模大野 8-5-1 ルミエル大野南1階	(042)745-2587
総合相模更生病院	中央区小山 3429	(042)752-1808
相州メンタルクリニック相模大野	南区相模大野 3-12-12 相模大野セントラルプラザ 4階5階	(042)702-0660
相武台脳神経外科	南区相武台 1-23-9 TKビル	(046)258-2728
そうわクリニック	緑区東橋本 3-18-7	(042)785-2801
武井小児科医院	南区南台 5-15-7	(042)744-1018
田名病院	中央区田名塩田 3-14-36	(042)778-3080
地域・往診クリニックさがみはら	南区古淵 1-18-31 ライフ古淵 302号室	(042)704-8535

医療機関名	住所	電話
千木良診療所	緑区千木良 852-8	(042)684-2046
津久井やまゆり園診療所	緑区千木良 476	(042)684-3511
つばさクリニック相模原	緑区橋本 6-38-5	(042)703-3420
豊田内科クリニック	南区大野台 7-29-5	(042)754-6908
中村病院	中央区上溝 6-18-39	(042)761-3721
西村クリニック	中央区すすきの町 36-17	(042)753-3555
にしもと脳神経外科クリニック	緑区向原 4-2-3 北口相模原インター内	(042)782-3005
西脇医院	緑区橋本 4-5-12	(042)771-5255
脳神経外科福島孝徳記念クリニック	緑区下九沢 1644-1	(042)700-2940
脳と神経のクリニック橋本	緑区西橋本 5-1-1 ラフォーレ 3 階	(042)703-0070
萩メンタルクリニック相模原	中央区相模原 3-5-4 トラストスクエア相模原 501	(042)730-2388
橋本こころのクリニック	緑区橋本 2-22-4	(042)775-8333
はしもと南口クリニック	緑区橋本 1-17-20 塚田クリニックハウス 2 階	(042)700-8025
はしもとメンタルクリニック	緑区橋本 6-4-12	(042)779-8557
発達心療クリニック	南区上鶴間本町 2-18-15 1 階	(042)851-8702
ふじの温泉病院	緑区牧野 8147-2	(042)689-2321
藤野診療所	緑区小淵 1656-1	(042)687-2229
淵野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	(042)754-2222
ペアナードオダサガ はやしクリニック	南区南台 5-11-19 ペアナードオダサガ 302 号室	(042)702-9248
北条クリニックおおの	南区相模大野 7-5-19 第二江口ビル 3 階	(042)767-2185
北条クリニックはしもと	緑区下九沢 1779-1	(042)763-0075
保坂クリニック	南区古淵 1-15-10	(042)752-0125
松が枝こどもクリニック	南区松が枝町 16-10 鈴木共同店舗 204	(042)766-4168
みどりクリニック	中央区鹿沼台 2-19-6 ハイム鹿沼 305	(042)707-1656
宮崎クリニック	南区古淵 3-18-13	(042)743-8121
優心クリニック	南区相模大野 5-27-39 和田ビル 3 階	(042)705-3780
ゆたかクリニック	南区相模大野 3-14-20 相模大野 TH&Cビル 3 階	(042)701-2270

19. 主な市内公共機関のファクス番号

機関名等 (市役所関係)	ファクス番号
相模原市役所	
コールセンター	(042)770-7766
市民税課	(042)769-7038
地域包括ケア推進課、在宅医療・介護連携支援センター、福祉基盤課、	(042)759-4395
高齢・障害者福祉課、生活福祉課、子育て給付課	
高齢・障害者支援課	(042)769-5708
精神保健福祉センター	(042)768-0260
障害者更生相談所	(042)750-6150
介護保険課	(042)769-8323
緑高齢・障害者相談課	(042)775-1750
中央高齢・障害者相談課	(042)755-4888
南高齢・障害者相談課	(042)701-7705
城山福祉相談センター	(042)783-1720
津久井高齢・障害者相談課	(042)784-1222
相模湖福祉相談センター	(042)684-3618
藤野福祉相談センター	(042)687-4347
国保年金課 (給付班、賦課班)	(042)751-5444
(年金班)	(042)769-8751
(後期高齢班)	(042)751-5444
精神保健福祉課、医療政策課、疾病対策課、健康増進課、中央保健センター	(042)750-3066
緑保健センター	(042)775-1751
南保健センター	(042)701-7716
緑子育て支援センター (療育相談班)	(042)775-1750
中央子育て支援センター (療育相談班)、	(042)756-3360
発達障害支援センター	
南子育て支援センター (療育相談班)	(042)701-7728
児童相談所	(042)730-3900
陽光園	(042)769-3706
資源循環推進課	(042)769-4445
緑区役所区民課	(042)770-7008
中央区役所区民課	(042)769-7037
南区役所区民課	(042)749-2255
障害者支援センター松が丘園	(042)758-7070
けやき体育館	(042)769-1200
市民会館	(042)753-2000
南市民ホール	(042)749-2806
相模女子大学グリーンホール (文化会館)	(042)749-2772
杜のホールはしもと	(042)700-2666
あじさい会館	(042)759-4815
おださがプラザ	(042)741-7498
もみじホール城山	(042)783-5296
サン・エールさがみはら	(042)775-5515
産業会館	(042)769-5613



図書館	(042)754-0746
図書館相武台分館	(046)255-4663
相模大野図書館	(042)749-2766
橋本図書館	(042)770-6601
視覚障害者情報センター	(042)786-7665
相模原救急医療情報センター	(042)756-3030
(平日：午後5時～翌午前9時)	
(土曜：午後1時～翌午前9時)	
(休日：午前9時～翌午前9時)	
相模原口腔保健センター	(042)755-3289
消防局警防部指令課通信指令室 (F A X 1 1 9)	119
(火災・救助・救急など緊急専用)	
(関係官公庁等)	
社会福祉協議会事務所	(042)759-4382
緑区事務所	(042)774-7160
南区事務所	(042)748-4419
城山地域事務所	(042)782-4050
津久井地域事務所	(042)784-6142
相模湖地域事務所	(042)649-0200
藤野地域事務所	(042)687-4049
神奈川県 障害福祉課	(045)201-2051
神奈川県警察本部 (F A X 1 1 0 番)	0120-110-221
相模原警察署	(042)754-0110
相模原南警察署	(042)749-0110
相模原北警察署	(042)700-0110
津久井警察署	(042)780-0110
ハローワーク相模原	(042)759-1871
相模原県税事務所	(042)745-8032
相模原県税事務所津久井支所	(042)784-8590
神奈川県聴覚障害者福祉センター	(0466)27-1225
相模原郵便局	(042)753-8854
橋本郵便局	(042)774-6180
座間郵便局	(046)256-2829
城山郵便局	(042)782-1361
津久井郵便局	(042)784-1104
相模湖郵便局	(042)684-4455
吉野郵便局	(042)687-2255
N T T 東日本 (N T T ふれあいファクス)	0120-700-133
東京電力エナジーパートナー (株) カスタマーセンター	0120-993-011
東京ガス (株) 保安指令センター (ガス漏れ専用)	(03)4332-2419
東京ガス (株) お客さまセンター (ガス漏れ以外)	(03)3344-9393
神奈川県企業庁相模原水道営業所	(042)754-4531
相模原南水道営業所	(042)743-4598
津久井水道営業所	(042)784-5994

20. 資 料

点字の読み方一覧表

(凸面用)

点字の組みたて

- ① 点字はタテ3点ヨコ2点の六つの点の組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
- ② 濁音や拗音は、この6点を2単位(二マス)用いてつくる。濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
- ③ 点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
- ④ この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。この場合左から右へ読み進む。



五 十 音

●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ		
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ (中)	(工)	ヲ		
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ン	ー	ッ							
撥音符	長音符	促音符							

濁 音 ・ 半 濁 音

●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ					
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ					
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド					
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
バ	ビ	ブ	ベ	ボ					
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
バ	ビ	ブ	ベ	ボ					

拗 音

●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
キャ	キュ	キョ	ニャ	ニユ	ニョ	リャ	リュ	リョ	チャ	チュ	チョ
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
シャ	シュ	ショ	ヒャ	ヒユ	ヒョ	ギャ	ギユ	ギョ	ビャ	ビユ	ビョ
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
チャ	チュ	チョ	ミャ	ミュ	ミョ	ジャ	ジュ	ジョ	ピャ	ピユ	ピョ

特殊音

ウイ	ウエ	ウォ	
クァ	クィ	クェ	クォ
ツァ	ツィ	ツェ	ツォ
ファ	フィ	フェ	フォ
ヴァ	ヴィ	ヴェ	ヴォ
ギャ	グ		
イェ	シェ	ジェ	テェ
ティ	ディ	トゥ	ドゥ
テュ	デュ	フュ	ヴュ

記号・符号

句点(.)	疑問符(?)	感嘆符(!)	読点(,)	中点(・)
第1カギ「」	第2カギ	ふたえカギ「」		
第1カッコ()	第2カッコ	二重カッコ【】		
点訳者挿入符	第一段落挿入符	文中注記符		
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印
波線	第1指示符	空欄符号	割注記号	
第1星印	パーセント %	〇	△	□
		×	数字	その他

伏せ字記号

アルファベット

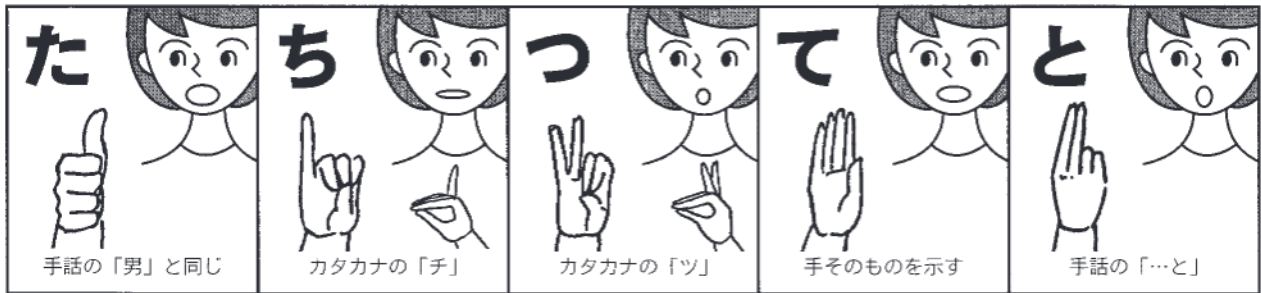
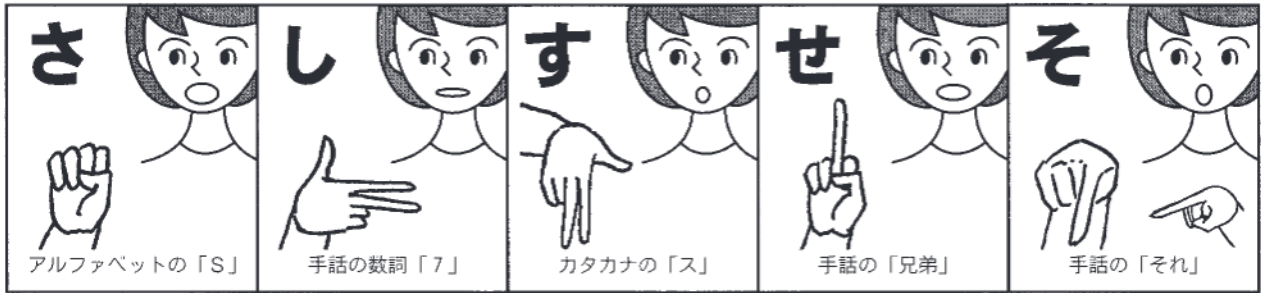
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
k	l	m	n	o	p	q	r	s	t
u	v	w	x	y	z	外字符	外国語引用符	大文字符	二重大文字符
ビリオド	?	!	コンマ	7&1074					
kanagawa									

数字

1	2	3	4	5	6
7	8	9	0	数符	小数点
1991	3.14				

指文字

(ひらがな)



<p>ぎ (濁音)</p> <p>指文字「き」を横に移動する</p>	<p>ぼ (半濁音)</p> <p>指文字「ほ」を上移動する</p>	<p>っ (促音)</p> <p>指文字「つ」を後方に移動する</p>	<p>ー (長音)</p> <p>人さし指で「i」と空書</p>
---	---	--	---

<p>は</p> <p>アルファベットの「H」</p>	<p>ひ</p> <p>手話の数詞「1」</p>	<p>ふ</p> <p>カタカナの「フ」</p>	<p>へ</p> <p>カタカナの「へ」</p>	<p>ほ</p> <p>「帆」のかたち</p>
------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

<p>ま</p> <p>アルファベットの「M」</p>	<p>み</p> <p>手話の数詞「3」</p>	<p>む</p> <p>手話の数詞「6」</p>	<p>め</p> <p>「目」のかたち</p>	<p>も</p> <p>手話の「同じ」</p>
------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

<p>や</p> <p>アルファベットの「Y」</p>		<p>ゆ</p> <p>「湯気」のかたち</p>		<p>よ</p> <p>手話の数詞「4」</p>
------------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------

<p>ら</p> <p>アルファベットの「R」</p>	<p>り</p> <p>カタカナの「リ」</p>	<p>る</p> <p>カタカナの「ル」</p>	<p>れ</p> <p>カタカナの「レ」</p>	<p>ろ</p> <p>カタカナの「ロ」</p>
------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

<p>わ</p> <p>アルファベットの「W」</p>		<p>を</p> <p>アルファベットの「O」</p>		<p>ん</p> <p>カタカナの「ン」</p>
------------------------------------	--	------------------------------------	--	---------------------------------

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号によるもの）※太枠内は第1種相当、それ以外は2種相当を表します。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害			肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢の上腕を2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が各50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以上のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

20
資料

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		備考 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものを用いる。 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものを用いる。 8 7級の障害が一つのみの場合、身体障害者手帳は交付されません。					
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

療育手帳判定基準

※ 内は第1種相当、それ以外は第2種相当を表す。

障害程度		判 定 の 基 準
最 重 度	A 1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下の者。 2. 指数がおおむね21以上35以下の者で、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当する者。
重 度	A 2	1. 指数がおおむね21以上35以下の者で、上記A 1に該当しない者。 2. 指数がおおむね36以上50以下の者で、障害等級の1級、2級又は3級に該当する者。
中 度	B 1	指数がおおむね36以上50以下の者で、上記A 2に該当しない者。
軽 度	B 2	1. 指数がおおむね 51 以上 75 以下の者 2. 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書(自閉症、自閉性症候群、自閉性障害、アスペルガー症候群(障害)、自閉スペクトラム症及び自閉症スペクトラム障害(以下「自閉症等」という。))の記述がある精神科医(18歳未満の対象者にあつては、精神科医その他自閉症等について専門的な知見を有すると市長が認める医師)の診断書(医学的診断による意見書を含む。)をいう。)があり、市長が認めた者

※この判定基準は、相模原市が発行する療育手帳に適用されます。療育手帳の判定基準は、都道府県・政令市がそれぞれ基準等を定めており、自治体によっては障害程度に「A 3」や「C」などの表記がある場合がありますが、手帳が交付される障害の程度は、おおむね上表の範囲内です。

精神障害者保健福祉手帳判定基準

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
<p>1 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
<p>2 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
<p>3 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、なお十分とはいええず不安定である。</p> <p>6 身辺の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

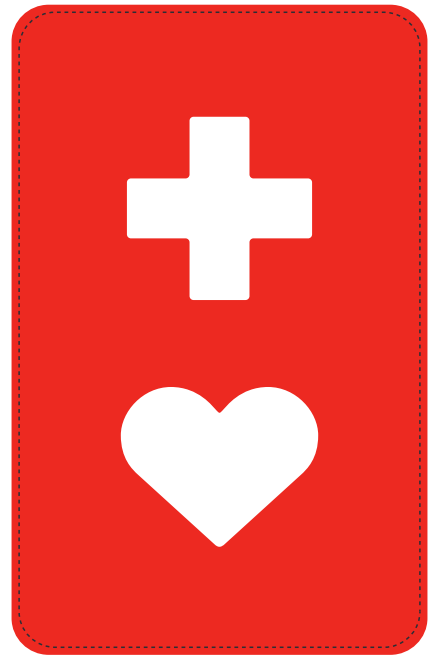
※ 精神疾患の例

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、アルコールや薬物使用による精神・行動の障害、認知症

ヘルプマークをご存知ですか？

ヘルプマークとは…

ぎそく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい
義足や人工関節を使用している方、内部障害や
なんびょう かた にんちしょう かた にんしん しょき かた
難病の方、認知症の方、または妊娠初期の方な
ど、外見から分からなくても援助や配慮を必要
がいけん わ えんじょ はいりよ ひつよう
としている方々が、周囲の方に配慮を必要とし
ていてることを知らせることで、援助を得やすく
なるよう作成したマークです。



切り取ってヘルプマークとしてお使いいただけます。

ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

たとえば、

- でんしゃ なか せき ゆず
・電車・バスの中では、席をお譲りください。
- えきとう こま ようす み こえ はいりよ
・駅等で困っている様子を見かけたら、声をかけるなどの配慮を
ねが
お願いします。
- さいがいじ あんぜん ひなん しえん ねが
・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

うらめん きにゅうれい
裏面の記入例へ

きにゅうれい
【記入例】

- ・ご自身が必要とする支援内容を記入します。

わたし ちてきしょうがい
私には知的障害があ

ります。〇〇や〇〇が

にがて きょうりよく
苦手です。ご協力を

ねが
お願いします。

わたし なまえ
私の名前

れんらくさき
連絡先

わたし あし しょうがい
私には足に障害がある

ため、バランスをとる

にがて
ことが苦手です。

でんしゃとう せき ゆず
電車等では席をお譲り

きょうりよく
ください。ご協力を

ねが
お願いします。

わたし みみ き
私は耳が聞こえない

ため、後ろから急に

ふ
触れられるのが

にがて
苦手です。

ひつだん たいおう ねが
筆談での対応をお願い

します。

にんしんちゅう
妊娠中です。

しゅつさんよてい ねん がつ
出産予定は〇年〇月

だい しゅう
第〇週です。

よ ひと なまえ
呼んでほしい人の名前

よ ひと でんわ
呼んでほしい人の電話

わたし しょうがい
私にはパニック障害

きょう か こきょう
があり、急に過呼吸に

なることがあります。

とき しず ばしょ
その時は静かな場所で

やす
休ませてください。

じきに おちつき
じきに落ち着きます。

※重要な個人情報^{じゅうよう こじんじょうほう}を記入^{きにゅう}しますので、取扱い^{とりあつかい}や紛失^{ぶんしつ}などには十分^{じゅうぶん}ご注意ください^{ちゅうい}。

けいたいほうほうれい
【携帯方法例】

- ・ひも付き^つカードケースに入れて^い鞆^{かばん}などに付ける^つ
- ・財布^{さいふ}やカードケースなどに^い入れて^も持ち^あ歩く

福祉に関するマーク

	<p>障害者雇用支援マーク</p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を図上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p>
	<p>高齢運転者標識</p> <p>自動車免許を受けている人で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70歳以上の人が運転するときに自動車に付けるものです。</p>
	<p>マタニティマーク</p> <p>妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。</p>
	<p>介護マーク</p> <p>「介護マーク」は介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。外出先でこのマークを見かけた際には、あたたかく見守り、可能であれば手助けをするなど、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>

令和5年度版 障害のある方のための
福祉のしおり

令和5年7月 発行

編集・発行 **相模原市健康福祉局
地域包括ケア推進部
高齢・障害者福祉課**

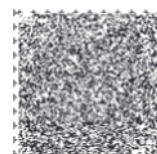
相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 (042) 707-7055

FAX (042) 759-4395

メールアドレス k-s-fukushi@

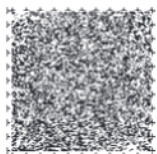
city.sagamihara.kanagawa.jp





みんなで目指そう 「共にささえあい 生きる社会」

「共にささえあい 生きる社会」とは、
障害に関する理解啓発のために相模原市が定めている
キャッチフレーズです。



再生紙を使用しています。